周波数帯	副次的に発する電波の限度
［略］	
一GHz以上	二〇ナノワット以下

［3～30　略］

（小電力データ通信システムの無線局の無線設備）

第四十九条の二十　小電力データ通信システムの無線局の無線設備は、次の各号の区別に従い、それぞれに掲げる条件に適合するものでなければならない。

［一・二　略］

三　五、一五〇MHzを超え五、三五〇MHz以下の周波数の電波を使用するもの

［イ～ワ　略］

［四　略］

五　五、二一〇MHz（五・二GHz帯高出力データ通信システムの無線局が使用するものを含む。）又は五、二九〇MHzの周波数及び五、五三〇MHz又は五、六一〇MHzの周波数の電波を同時に使用するもの

［イ～ホ　略］

ヘ　一MHzの帯域幅における等価等方輻射電力は、次のとおりであること。

(1)　［略］

(2)　その他の周波数の電波を使用する場合

(一)　五、五三〇MHz又は五、六一〇MHzの周波数の電波を五・二GHz帯高出力データ通信システムの無線局（基地局又は陸上移動中継局に限る。）の五、二一〇MHzの周波数の電波と同時に使用する場合

六・二五ミリワット以下（一の通信系における平均の空中線電力を三デシベル低下させる機能を具備しない場合にあつては、三・一二五ミリワット以下）

周波数帯	副次的に発する電波の限度
［同上］	
一GHz以上 一〇GHz未満	二〇ナノワット以下
一〇GHz以上	二、四〇〇MHz以上二、四八三・五MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局又は二、四二五MHzを超え二、四七五MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局であつて周波数ホッピング方式を用いるもの及び小電力データ通信システムの無線局	二〇ナノワット以下

［3～30　同上］

（小電力データ通信システムの無線局の無線設備）

第四十九条の二十　［同上］

［一・二　同上］

三　五、一五〇MHzを超え五、三五〇MHz以下の周波数の電波を使用するもの（屋内その他電波の遮蔽効果が屋内と同等の場所であつて、施行規則第六条第四項第四号(3)の告示で定める場所において使用するものに限る。）

［イ～ワ　同上］

［四　同上］

五　五、二一〇MHz又は五、二九〇MHzの周波数及び五、五三〇MHz又は五、六一〇MHzの周波数の電波を同時に使用するもの（屋内その他電波の遮蔽効果が屋内と同等の場所であつて、施行規則第六条第四項第四号(5)の告示で定める場所において使用する場合に限る。）

［イ～ホ　同上］

ヘ　［同上］

(1)　同上

(2)　その他の周波数の電波を使用する場合

一・二五ミリワット以下（一の通信系における平均の空中線電力を三デシベル低下させる機能を具備しない場合にあつては、〇・六二五ミリワット以下）